

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4382
23年9月15日(金)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

「？」が いっぱい！

おはようございます。

日本郵便は8月31日、2024(令和6)年用年賀はがきなどの発行および販売について発表を行いました。24年用の年賀はがきは14億4000万枚作成される見込みです。

職場では発表を受け早速、営業コーナーに年賀状印刷のカタログが置かれたほか、昨年度年賀状印刷を利用して頂いたお客様宛の氏名などが印刷されたカタログも担当者に渡されました。残者厳しい中で、年賀葉書営業のスタートに、多くの社員から苦笑いが見られました。

その年賀状印刷カタログで「？」です。配布されたカタログは二種類ありました。一つは前年賀状印刷を利用して頂いたお客様宛のもの

の。これは例年と同じであり、お客様からも昨年の利用情報が印刷されていて申し込みが簡単と好評です。



もう一つは、昨年「ふるさと会」の申し込みを頂いたお客様に対して年賀状印刷を勧めるためのカタログでした。これには取り扱ひ上の問題が二つあると考えます。

一点目は「ふるさと会」をご利用して頂いたお客様の住所・氏名などを、申込書に無断で印刷し持ち出し営業を行う「お客様情報の無断利用」です。確かにレターパックや切手などを利用して下さる事業所などに対して、年賀はがきの営業を行ったりします。お中元やお歳暮カタログを利用して頂いているお客様に対しても年賀はがき営業も行いますが、これはエリア内のお客様なので対面で

の説明ができるため「まだ」グレーでしょう*本来は事前に他の商品などを進めることがあると説明し、承諾を得た場合に限るとは思いますが…。

一方、今回のふるさと会利用のお客様に対しての場合はどうでしょうか。(情報の利用を承諾していない)お客様に対して、お客様情報を印刷して送りつける行為はグレーな範囲ですか。社員がわかるように職場周知の中で根拠・コンプライアンスとの関係を説明してほしいと思います。



二点目は、年賀はがきなどの営業において禁止された「立て替え払い」「時間外営業」の復活と取れることです。

ふるさと会のお客様は配達エリア外のお客様も多いです。配達エリア外のお客様についてはどう対応しろというのでしょうか。「申込書を郵送した

社員はエリア外のため申し込みを受け付けることは出来ません。近くの郵便局などで申し込みを行ってください」という説明はなかったと思います。という事は、(カタログを送った)担当社員に手続きを行えということでしょう。お客様に長中局まで来てもらうなど、手続きが出来ないことは無いですが推奨することですか？

営業報労で「？」

先週、「8月期の情報収集選手権」での報労が行われました。特約の成約賞をもらった社員も多くいました。今回の選手権は成約だけでなく、その名の通り情報収集にも比重が置かれ、例えば他社が集荷していた・発送伝票があったなどの情報だけでもポイントが付くので関わりやすく良い仕組みです。

けれどその報労が「？」です。成約賞はカップ麺ひと箱。カップ麺の是非は置いてくとしても「賞味期限切れ間近」のカップ麺を報労として使う事には疑問を呈します。カ

ップ麺の賞味期限は六か月が一般的です。このカップ麺は本当に報労用として購入したのでしょうか。災害備蓄用食料の入れ替え品を転用したのではないかと疑えます。これは今回に限ったことではなく長中局ではよくあることで賞味期限を見た社員の反応も「またか」でした。たまたま賞味期限間近の商品が混ざってしまったという可能性もあります。疑われるようなことは止めた方が良いでしょう。



また今回さらに印象を悪くしたのが、報労に使われたものと同じカップ麺が「賞味期限間近」ですが、構わないという人は持ち帰ってください」と書かれ、社員に提供されたことです。食品ロスをなくすために災害備蓄用の入れ替え商品を、社員に提供することは良い事だと思えます。けれど・・・です。

